

りそな企業年金研究所

りそな年金トピックス



《厚生年金基金・確定給付企業年金関係》

平成24年5月30日

「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」第4回会合について

本年2月に発覚したいわゆる AIJ 問題を契機に、厚生年金基金を中心とした企業年金制度の資産運用および財政運営の在り方を問う声が一段と高まってきました。こうした状況を踏まえ、厚生労働省は、企業年金の資産運用規制および財政運営の両面からこれまでの施策を検証し、今後の在り方について幅広い観点から議論を行うため、「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」（以下「有識者会議」）を本年4月に設置しました。

第1回（4月13日開催）から第3回（5月16日開催）にかけては、主に厚生年金基金の資産運用規制について議論が行われてきましたが、第4回からは、制度面および財政運営面に関する検討が開始されたほか、厚生年金基金だけでなく確定給付企業年金等の他制度にも議論が拡大することが想定されます。そこで今回、「りそな年金トピックス」にてこれまでの議論の経緯をご案内いたします。今後も、議論の概況等については逐次ご案内させていただきます。

1. 有識者会議における主な論点

一般の有識者会議における論点については、第1回会合において「資産運用規制の在り方」「財政運営の在り方」「厚生年金基金制度等の在り方」の3点が示されています（表1）。

まず、「資産運用規制の在り方」については、「受託者責任の在り方」「基金の運用体制・運用プロセス」「基金のガバナンス・情報開示」「事後チェック」の4項目に細分化された論点が提

＜表1＞有識者会議における主な論点（たたき台）

項 目		論 点
資産運用規制 の在り方	受託者責任の在り方	○分散投資の徹底 ○受託者責任の徹底
	基金の運用体制・運用プロセス	○基金の運用体制の強化 ○運用プロセスの在り方
	基金のガバナンス・情報開示	○資産運用に関する意思決定プロセス ○情報開示
	事後チェック	○監査
財政運営の在り方		○予定利率の見直し ○積立不足への対応 ○解散基準等
厚生年金基金制度等の在り方		○代行制度の意義・役割 ○深刻化する代行割れ問題への対応 ○総合型厚生年金基金の在り方 ○中小企業の企業年金の在り方

（出所）第1回有識者会議「資料4」を基に作成。

示されています。とりわけ、「分散投資の徹底」「運用プロセスの在り方」「資産運用に関する意思決定プロセス」などの項目は、特定の運用受託機関への過剰な集中投資が今般の問題を招いたとする問題意識から設けられたものと考えられます。

また、「財政運営の在り方」および「厚生年金基金制度等の在り方」については、上乘せ部分の予定利率を5.5%としている厚生年金基金が多いこと、AIJ投資顧問に資産運用を委託していた制度の大半が総合設立基金であったこと、ならびに年金資産が最低責任準備金を下回るいわゆる「代行割れ」の基金が全体の約4割に及ぶ状態であること等を受けた内容となっています。

2. 第1回～第3回までの議論のポイント

冒頭でも述べた通り、第1回から第3回にかけては、主に厚生年金基金の資産運用規制について議論が行われてきました。5月16日開催の第3回会合では、資産運用規制の在り方について今後の見直しの基本的方向性が示されました（表2）。見直しの基本的な方向としては、かつ

＜表2＞資産運用規制の在り方における今後の見直しの基本的方向性

項 目	論 点	
対象範囲	○まずは公的年金の代行部分を有する厚生年金基金について見直しを行い、必要に応じ確定給付企業年金にも適用する。	
基本的な考え方	○厚生年金基金は代行部分を有することからリスク管理により一層重点をおいた運用が必要である旨、ガイドラインに明記する。 ○見直しの方向性は、かつての5:3:3:2規制のような一律の規制ではなく、「受託者責任の明確化」「資産運用体制の強化」「外部専門家の支援や行政チェック機能の強化」など、プロセスの透明化と複数の目によるチェック体制の確立を基本とする。 ○金融行政における運用受託機関に対する検査・監督など、厚生労働省と金融庁等との連携が必要。	
各 論	分散投資の徹底	○政策的資産構成割合（基本ポートフォリオ）の策定義務化 ○集中投資に関する一定の基準（一社集中投資の上限設定）の明確化 ○運用基本方針の届出義務化、資産運用業務報告書の見直し、基金の資産運用に関する基本情報の開示
	受託者責任の徹底	○忠実義務の強化
	運用の基本方針等	○政策的資産構成割合（基本ポートフォリオ）の策定義務化【再掲】 ○運用基本方針の届出義務化、資産運用業務報告書の見直し、基金の資産運用に関する基本情報の開示【再掲】 ○オルタナティブ投資を行う場合のデュー・デリジェンスの徹底
	運用受託機関の選定・評価	○選定・評価プロセスの具体例の追加 ○リスク管理に重点をおいた「確認事項リスト」の追加
	運用に携わる役職員の資質	○企業年金連合会における資産運用関連研修の受講義務化 ○上記取組状況の代議員会等への報告義務化
	資産運用委員会・運用コンサルタント	○資産運用委員会の構成メンバーへの、学識経験者、実務経験者および受給者の加入義務化 ○運用コンサルタントの金融商品取引業法上の投資助言・代理業者の登録義務化
	基金のガバナンス・情報開示	○代議員会および加入者等への運用実績報告等に用いる「説明事項リスト」の追加 ○運用基本方針の届出義務化、資産運用業務報告書の見直し、基金の資産運用に関する基本情報の開示【再掲】
	監事や行政による事後チェック強化	○監査事項の追加 ○監査結果の代議員会への報告義務化
	その他	○企業年金連合会における中小規模基金の運用受託の検討

（出所）第3回有識者会議「資料2」を基に作成。

での5:3:3:2規制のような一律の資産配分規制に戻すのではなく、①善管注意義務や忠実義務といった基金の受託者責任を明確化すること、②基金のガバナンス強化や資産運用に携わる役職員の資質向上を通じて基金の資産運用体制を強化すること、③外部の専門家による支援体制や行政によるチェック機能を強化すること、等を基本としつつ、基金の資産運用体制・プロセスを透明化し、複数の目でチェックが入るようなしくみとする必要があるとの認識が示されました。

また、各論においては、「集中投資に関する一定の基準（一社集中投資の上限設定）の明確化」について、一律の規制を課すのではなく基金の情報開示やガバナンスの高度化により対応すべきとの意見が大勢を占めたほか、「資産運用に係る資格・研修制度の強化」「代議員会の活性化」「企業年金連合会における中小基金の共同運用」などの意見が示されました。

3. 今回（第4回）の議論の概要について

昨日5月29日に開催された第4回会合から、「財政運営の在り方」および「厚生年金基金制度等の在り方」に関する議論が開始されました。昨日の会合では、財政運営および厚生年金基金制度等の在り方に関する現状の説明が事務局から行われた後、各委員からの意見が出されました。委員の一人からは「(厚生年金基金を継続することで) 厚生年金本体の資産が毀損することは絶対認められない。廃止すべき」との意見が示されました。

一方、他の委員からは「受け皿の準備が十分でないまま廃止すると、中小零細企業の企業年金の減少につながる」「大企業との年金格差が拡大するほか、企業年金は正社員だけの制度となりかねない」「財政が健全な基金も多くあり、制度廃止というのは乱暴ではないか」「いきなり制度を廃止するのではなく、代行部分の資産が毀損するリスクと制度を存続するメリットとを十分比較検討した上で判断すべき」など、制度廃止には慎重な意見も相次ぎました。

なお、次回（第5回）開催は6月7日の予定です。有識者会議の資料および開催案内等につきましては、厚生労働省ホームページにてご覧いただけます。

＜表3＞第4回有識者会議 配布資料

資料1	主な論点（たたき台）
資料2-1	「財政運営の在り方」関係資料
資料2-2	「厚生年金基金制度等の在り方」関係資料
資料3	民主党WT中間報告における主な指摘事項
資料4	厚生年金基金の在り方等に関する意見【小野委員提出資料】
資料5	厚生年金基金制度の在り方について【蟹江委員提出資料】
資料6	厚生年金基金の財政運営の在り方について【永山委員提出資料】

（出所）厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002bnqe.html>）

＜ご参考資料＞

厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000an1v.html#shingi16>

以上